

## [障害区分の説明]

### (1) 肢体不自由者の障害区分

- 1 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）。
- 2 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）。
- 3 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- 4 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- 5 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
- 6 完全とは、上肢または下肢の大きな3大関節（肩・肘・手関節または股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 7 サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- 8 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面のみで車いすを使用していることをいう。
- 9 切断・機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- 10 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす使用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 11 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。

(2) 視覚障害の視力は、両眼の視力の和で判断される。

(3) 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。